

告 示

埼玉県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十九年二月十五日に県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司